

## 日本フードサービス学会 学会賞等表彰制度運用内規

(目的)

第1条 本内規は、日本フードサービス学会（以下「本会」という。）が制定する表彰制度の選考に際し、選考対象の条件や方法等に関する事項について細目を定め、その適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

(表彰区分)

第2条 本会の表彰制度は、下記のとおり、①学会賞、②学会奨励賞、③論文賞に大別し、さらに①と②については学術振興の部と産業振興の部の2つに、③については最優秀賞、優秀賞、③奨励賞の3つに区分するものとする。

【表彰区分】

学会賞	学術振興の部	フードサービスに関する学術振興に資する研究として顕著な業績		
	産業振興の部	フードサービスに関する産業振興に資する研究として顕著な業績		
学会奨励賞	学術振興の部	学会賞に準ずる賞として、フードサービスに関する学術振興に資する研究の発展に寄与することが期待される萌芽的な業績		
	産業振興の部	学会賞に準ずる賞として、フードサービスに関する産業振興に資する研究の発展に寄与することが期待される萌芽的な業績		
論文賞	『日本フードサービス学会年報』における区分	研究論文	最優秀賞	論文としての独創性や知への貢献度などがとても大きい業績
			優秀賞	論文としての独創性や知への貢献度などが大きい業績
			奨励賞	今後、論文としての独創性や知への貢献度などが期待できる業績
		研究ノート	最優秀賞	研究ノートとしての独創性や知への貢献度などがとても大きい業績
優秀賞	研究ノートとしての独			

				創性や知への貢献度などが大きい業績
			奨励賞	今後、研究ノートとしての独創性や知への貢献度などが期待できる業績
			論文賞	最優秀賞
		論文賞	優秀賞	主張のインパクトが大きい業績
			奨励賞	今後、主張のインパクトが期待できる業績
			調査報告	最優秀賞
		調査報告	優秀賞	研究論文に準じる。
			奨励賞	研究論文に準じる。

※具体的な表彰名は、太字で示しているように、「学会賞（学術振興の部）」、「学会賞（産業振興の部）」、「学会奨励賞（学術振興の部）」、「学会奨励賞（産業振興の部）」、「論文賞 最優秀賞」、「論文賞 優秀賞」、「論文賞 奨励賞」である。

※「論文賞 最優秀賞」に該当する論文がない場合に限り、「論文賞 奨励賞」を設けて表彰することもある。

※論文賞の対象は、原則「研究論文」または「論説」であるが、編集委員会の判断により「研究ノート」あるいは「調査報告」として表彰することもある。

（選考の対象となる著作物）

第3条 学会賞及び学会奨励賞は、図書あるいは『日本フードサービス学会年報』以外の雑誌（一般誌・業界誌・他学会誌等を問わない。）に掲載された論文に授与する。

2 論文賞は、『日本フードサービス学会年報』に掲載された論文から優秀と認められるものに授与する。

（学会賞・学会奨励賞・論文賞の受賞件数及び賞金額）

第4条 学会賞及び学会奨励賞の授与数は原則、それぞれ、1件の著作物とする。

2 学会賞及び学会奨励賞において「学術振興の部」または「産業振興の部」に割り振った理由は、年次大会において授賞理由を説明する際に明示するものとする。

3 学会賞の賞金は、1件につき10万円とする。

4 学会奨励賞の賞金は、1件につき7万円とする。

5 論文賞における最優秀賞、優秀賞、奨励賞の授与数は、それぞれ、1編、3編、2編の論文を上限とする。

6 論文賞の賞金は、最優秀賞が1件につき5万円、優秀賞が1件につき3万円、奨励賞が1件につき1万円とする。

(受賞対象の要件)

第5条 学会賞及び学会奨励賞の受賞対象は、次の要件のいずれかを満たさなければならない。

- (1) 本会個人会員を著者に含む著作物であること
- (2) 本会学生会員を著者に含む著作物であること
- (3) 本法人会員（部門含む）ないし同会員所属の個人を著者に含む著作物であること
- (4) 一般社団法人日本フードサービス協会会員（法人・部門含む）ないし同法人に所属する個人を著者に含む著作物であること

(学会賞の応募推薦者の要件)

第6条 学会賞の応募は推薦に依るものとする。ただし、自薦・他薦の別は問わない。

2 推薦者は、次の要件の何れかを満たさなければならない。

- (1) 本会個人会員であること
- (2) 本会学生会員であること
- (3) 本会法人会員（部門含む。）ないし同会員所属の個人であること
- (4) 一般社団法人日本フードサービス協会会員（法人・部門含む。）ないし同会員に所属する個人であること

(学会賞及び学会奨励賞の選考方法)

第7条 学会賞及び学会奨励賞の応募・選考手順は、次に定める過程を経るものとする。

- (1) 学会賞の応募にあたっては、自薦・他薦を問わず、事前に推薦者が事務局に問合せのうえ、本会が指定する推薦書（別紙）を作成し、期日までに提出しなければならない。
- (2) 提出された推薦書をもとに、本会編集委員会が応募のあった著作物のなかから学会賞の候補となる著作物を選考する。次に、本会編集委員会が学会賞の選考から漏れた著作物のうち、学会奨励賞の候補となる著作物を選考する。
- (3) 本会編集委員会が学会賞及び学会奨励賞の候補となる著作物を本会理事会に答申する。
- (4) 答申を受けた本会理事会が、審議のうえ学会賞及び学会奨励賞を決定する。

(論文賞の選考方法)

第8条 論文賞の選考手順は、次に定める過程を経るものとする。

- (1) 本会編集委員会が、論文賞の候補を選考し、候補がある場合には、当該候補の対象区分が最優秀賞・優秀賞・奨励賞のいずれに該当するか、審議したうえで、本会理事会に答申する。
- (2) 答申を受けた本会理事会が、審議のうえ、論文賞及びその対象区分を決定する。

(内規の変更)

第9条 本内規の変更は、本会編集委員会での審議を経て起案され、本会理事会での

議決を要する。

(附則)

1 本内規は、令和6年10月4日に改定・施行する。

以上

(令和元年11月30日 施行)

(令和6年10月4日 改定・施行)

## 日本フードサービス学会 学会賞 推薦書

	提出年月日： 年 月
1. 図書名・論文名 (↑：該当する方に○)	
2. 出版社・発行年月 (論文は、掲載誌名と巻・号)	
3. 著者名 (共著の場合は、共著者名を連記)	
4. 推薦理由	

対象：200年4月～200年3月までに発刊された図書、『日本フードサービス学会年報』以外の雑誌（一般誌・業界誌・他学会誌を問わない。）に掲載された論文。自薦・他薦を問わない。

推薦者

氏名： \_\_\_\_\_

所属： \_\_\_\_\_

連絡先

住所： \_\_\_\_\_

TEL： \_\_\_\_\_

e-mail： \_\_\_\_\_

※事務局記入

年 月 日 受付 受付番号

著者：学会員（個・法・学）、協会会員（正・参）

推薦者：学会員（個・法・学）、協会会員（正・参）